

野田市告示第162号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成21年10月3日から効力を生ずる。

平成21年10月2日

野田市長 根本 崇

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
花井新田		花井新田	野馬込	29の1 29の3 30の1 30の3 30の4 30の7~30の9 30の11 31の2 31の4~31の8 32の1 32の2 33の1 33の2 34の1 34の2 35の1~35の10 37の 1~37の7 38の1~38の4 39の 1 39の2 40の1~40の3 41の 1~41の3 42の1~42の3 43の 1~43の3 53の2~53の4 54 55の1~55の4 54、55の1~55の4に隣接する道路で ある公有地の全部
		堤根新田	下荒久	1の1~1の6 2の1~2の3 3の1~ 3の7 5 6の1~6の8 9の1~9の 6 24の2 28の1 28の2 29の 1 29の2 29の6~29の10 30 の1~30の3 31 32の1 32の3 32の4

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部

備考 上記の表示は、平成19年10月1日現在の登記事項証明書によるものである。